

質問No.	質問の趣旨	回答
1	受講に年齢制限の有無	なし
2	定年まで10年未満のものの受講義務	言及なし。55歳を超えていれば更新義務はないということと思われる。
3	私立学校教員が同一法人大学での講習を受けること	可
4-6	講師である大学教員の更新義務	免除
7	受講対象者「教育の職にある者」	幼～高の教員であるか、そうなる可能性の高い者。
8	新旧免許の境	H21年度(免許状に有効期限が記載されるのは22年3月卒業者から)。旧免保持者が新免を取得した場合も修了確認期限は旧免対応となり、新免で有効期限を設けることはし
9-10	(旧免の場合)10年の起点、取得時か就職時か	現に就職している場合はたとえば35歳、45歳、55歳のポイント。未就職の場合は取得
11	複数免許保持者	もっとも遅い有効期限で全部を統一。養護教諭、栄養教諭について30時間のみでOKとするかは今後検討。
12-14	新免のPTが10年目以降に採用試験合格の場合の扱	10年でいったん失効するので講習受講→再授与という手続きが必要。
15	旧免については有効期限が記載されていないのでPTは10年経過後も履歴書記載は可能か？	Yes
16	教科等によって受講すべき講習内容は変わるか？ その場合受講者個人が確認？	開設大学が主な対象者を設定し、文科省がそれを集約してHPなどで情報提供、個人で確認。
17-18	講座開設に関わる認定手続	課程認定ほど煩雑にはしない。多くともA3判1枚程度、3～6ヶ月前に受付。
19-23	講座開設時の教員審査の有無あるいは程度	検討中。基本的に実施年度ごとに個々の内容について認定ということになる。
24	法人内の複数組織にまたがる運営	検討中
25	小学校課程を置かない大学で小学校教諭向けの講座開設の可否	検討中。得意分野を活かす観点で。
26	短大での1種免許関連の開設の可否	検討中。得意分野を活かす観点で。
27-29	特定教科等一部開設について。	30時間の半分程度は教科等を超えた共通部分、残りを教科等、心理学などと考えているので可能。
30-35	開講形態(近隣大学との合同、通信etc.)	検討中。多様な講習の形態に配慮。
36	大学が講習に責任を持つべきという法的根拠はどこ	各大学の判断。
37	文科省は「大学側にとっての意義」を言うが、大学にとっては費用・手間対効果費は悪い可能性が大。先行大学の様子を見つつ対処したいが、やらないことによるペナルティは？	42～43への回答参照？
38-41	科目担当者の資格	検討中。法律には講師～教授とあるが、それ以外にもあり得る。

質問No.	質問の趣旨	回答
42-43	講座開設は課程認定大学の義務か？	義務か義務でないかといわれれば、法令で一律に義務化するのには困難であり、やっていただけるところにやっていただくということになる。ただし、2つ考えるべきことがある。1つ、課程認定を受けている大学の役割を自覚いただきたい。2つ、それを前提にお願いをしていきたい。マクロでの規模の試算はしやすいし、量的に無理はないと思うが、ミクロでは、東京ですべて高知ではできない、高知でも市内ではできて四万十では無理とか、いろいろあるので細かく調整したい。地方教員養成大学は特に、地元への学生の就職を考えると、それなりの配慮が必要では。小規模大学と大規模大学では違う対応になるうし、地方教員養成学部・単科大学はやらないということになれば厳しい目で見られよ
44-48	受講料は基準があるのか、大学で決めるのか。	大学で決定する。
49-51	受講料は大学の収入になるか、経費はどこからまかなうか。	受講料は大学の収入に、経費はそこからまかなう。
52	講師に当該大学教員以外の非常勤講師等を含めることの可否	経費での採用は可能。どこまで資格があるかは今後検討。
53	講習受講者数、当該大学の教職課程履修者数による比例配分はあるか？	教職課程履修者数は直接には関係ない。内容等ごとに目安を設定するかどうか等も検討中。
54-58	講習内容、例示された4事項の含め方	今後きちんと説明する。中教審ではいろいろ要望が出る可能性がある。具体的運営に関わる内容のまわし方について大学側の悩みもわかる。教員養成部会ですり合わせる。年末までには具体化。
59	開設科目は教免法に準ずる科目か？	必ずしも一致しない。
60	免許状学校種別・教科と受講科目は厳密に一致しないと駄目か？	検討中
61	領域ごとの内容、網羅する必要の有無	検討中
62	内容には教科に関する科目は含まれるか(専修免との関係)	含まれることになるだろう。
63	同一テーマが複数大学である場合受講者が選択可？	Yes
64-66	定員(人数制限)設定は可能？	検討中。定員を決めることになれば人数制限は当然ありうる。
67-73	30時間の「一部」の幅、内容の分類・科目ごとの時間数	領域ごとの最低時数の設定などを想定しつつ検討中。
74	演習、実技など単位あたり時数の違う形態の扱い	N.A.
75-76	「30時間」という場合の1時間は？	通常の1時間=60分。
77-82	更新講習の趣旨に合うものであれば、教職科目の流用は可能か？	要件を満たせば理論上ありうるが内容次第。ただし免許科目以外の大学の授業科目はNG。
83-85	内容・方法は大学に一任か？	内容について省令・告示等で示すが、具体化は各大学の判断。
86	1大学あたりどれくらいの講習を実施しなければならない？ 判断基準は？	実施するか否かも含め各大学の判断。
87	各大学の特性を生かした講習としたい(←意見？)	多様な講習を開設していただきたい。

質問No.	質問の趣旨	回答
88	受講者の年齢別に実施する必要？	年齢は関係ないが、主なターゲット年齢を設定するのは可。
89	介護等体験等、受講者の免許取得後に新設された科目を課すことはあるか？	N.A.。ただし更新制の科目と教職課程の科目は必ずしも一致しないという回答もある(Q59)ので、介護等体験などをいちいち課す必要はないと思われる。
90-91	内容の詳細の決定時期？	年内には方向性を出したい。年度内に省令等。
92	2年間の更新期間の各々の年に別大学での受講は可能？	Yes
93	複数年・複数大学での受講の場合、同一領域は同一年など制限はつく？	具体的な回答はなし(一般的に複数年受講が可という回答のみ)。
94	内容、開講時期、費用等規定は？	開講時期、現職教員については土日、長期休業期間中に。費用、講師資格等は検討
95	科目により、校種別開講、共通開講など組み合わせることは可能か？	可能。
96	複数免許保持者は一度の受講でOK？	OK。ただし特別支援、養護教諭、栄養教諭等については検討中。
97	30時間分を越えるメニューがある場合、受講者が選べるか？	Yes
98	大学は実施要領をいつまでに公表？	実施数ヶ月前。
99	受講者のニーズの事前調査、どこまで反映？	全受講者の全要望を完璧にというのは無理でも、可能な限り反映してほしい。なお講習内容への受講者による事後評価は公表が前提。
100	同一科目内に複数課題がある場合、課題ごとの合格を年度を越えて引き継ぐことは可能？	可能。
101-103	講座開講時期・日程	受講者の授業日は避けたいので、土日あるいは長期休業。受講料を前提にしているので、大学教員はタダ働きにはならないのでは。マクロで見れば大学側の個々の担当者は年間数日程度ではと考えるが。
104	現職教員以外は長期休業期間は困難。弾力的運用	現職教員以外は開設大学で適宜。
105-106	内容一覧は文科省が取りまとめ公開のようだが、申し込み等の手続きは受講者と大学とのやり取りか、教委	受講者個人と各大学とのやり取り。
107	講習は都道府県教委から大学への委託か？	No。各大学が自らの判断で開設。都道府県教委での開設も今後ありうるが、委託ということではなく、各解説者の自主的な判断による開設。
108	大学側は受講者の本人確認をどうやって行う？	身分証、在籍証明書等により。
109	各大学が講習から修了認定までのスケジュール、年度ごとに実施期間を設定することは可能か？	可能。
110	講習の内容についての「適切なガイドラインを示す」時	今年度末までに。
111	事前調査・事後調査のやり方？	フォーマットを提示する予定。
112	内容に変更が出た場合は早めの周知を。	最新の知識技能習得という趣旨から、省令・通達等の頻繁な変更が考えられるので、迅速に周知したい。

質問No.	質問の趣旨	回答
113-114	認定基準の公平性を保つ方法？ 試験等の要綱は出るか？	なるべくばらつきの出ない基準を公表したい。
115	教員としての資質の有無は教委が判断すべき	更新講習は資質そのものを問うものではない。最新の知識・技能等の修得が目的。
116	修了認定の基準	各々の科目について試験等で認定。相対評価でなく絶対評価になるので、基準については中教審でできるだけ明確にしていきたい。
117	修了率について目安？	絶対評価なのでなし。
118	修了認定、合否2段階でよい？ 基準は大学で？	
119	「日の丸・君が代」に反対であっても、講習内容を理解していれば減点しないということにより？	思想信条は問わない。
120	認定基準は？	省令で基準を示す。
121	試験よりはポートフォリオなどエビデンス提出が効果的だと思うが、ポートフォリオ提出を義務づけることは検討しているか？	修了認定試験によるという方向で検討している。
122-123	修了認定、科目ごとに試験が必要？	まとまりごとに試験をして修了認定。ただし通信制等で最終日に試験をまとめることは可。
124-126	講習全体の修了認定は誰が？	開設大学の責任で。
127	分割して受講の場合、全体で2年以内？	Yes
128	修了認定証の形態？ 再発行義務？	紙あるいは電子媒体で修了証を発行。再発行も当然ありうる。免許管理システム次第で事務負担の程度は変わるが。
129	修了認定は個々の項目等の単位でか？	
130	単位不認定の受講者との間で紛争が生じた場合、解決の責任の所在は？	開講大学の責任で。
131	修了認定について、大学からの報告義務は？	修了認定証明書は大学が発行する。受講者の了承を得て免許管理システムに大学から情報を流すことはありうるが、現在その辺の関係を検討中。
132	学会発表等に関するポートフォリオを各項目・科目の代替措置とすることは可能か？	No
133	都道府県教委推薦ではなく自己のポートフォリオ提出による優秀教員認定制度創設の可能性は？	各都道府県の判断。
134	講習参加だけで更新ということにならないか？	修了認定が必要である。ただ座っていれば修了認定がえられることにはならない。
135	更新の申請先は？	免許管理者=都道府県教委(勤務校所在地の)
136	[受講料以外の]更新手続き費用の有無	手数料は当然必要。各都道府県が定めて徴収。
137	免許管理システムについて、複数県で免許を取得した場合、各個人の情報はきちんと統合されるのか？ 教員自身による照会も可能なシステムになるのか	予算にもよるが、現在システムの調査研究中。

質問No.	質問の趣旨	回答
138	今後のスケジュールを示せ。	年内に方向性、年度内に法令等。
139	有効期間に関する照会への対応は教委？ 大学？	教委。
140	旧免保持者の初回を○5歳とする場合、たとえば制度始動時に36歳のものは45歳まで受講しなくてよいの	基本的にそのとおり。
141-142	免許授与から10年以上経過したPTの採用試験受験に関する扱い？ 初任研での代用は可能？	受験・合格自体は失効していても可能になる予定なので、採用内定あるいは非常勤リストへの掲載をもって受講資格・義務が発生する。初任研での代用は不可。
143	大学は、受講者募集に際し、PTか否かの確認をする必要があるか？	在籍証明書、身分証等による確認は必要。
144	(失効していない)旧免保持のPTで講習受講資格が生じた者については修了確認期限が個人宛通知され	個々人には通知しない。省令で一律に生年等で割振る。
145	採用試験合格等から採用日までに受講する日程的余裕がない場合も考えられるが、その場合の対応は？	なるべく早めに非常勤リスト等を作成して対応していただきたい。
146	教職課程を修了していながら免許状取得申請しなかったものについては、卒業後何年以内なら取得申請でき	何年以内というのはないが、10年を経過していれば取得にあたり講習が必要になる。
147~149	10年経験者研修との関係、将来的な統合の可能性？	更新講習は全員共通の課題中心、10年研は個々の教員の特性に応じたものなので目的が違い、一元化は考えていない。これを機に研修制度全体の見直しは必要だが。
150	高度な講習修了を上進制度で評価することを検討するとされているが、たとえば短大での免許取得者が4年制大学での講習を受けて一種免許への上進の単位にすることも認められる？	今後検討が必要な事項。
151-152	省令「改正」時期	年度内。
153-154	開設申請・認定のスケジュールについて	H21年度開設については、それぞれ開講時期の3~6ヶ月前。四半期ごとに区切るか半期ごとに区切るかは検討中。大学側が柔軟な動きができるように考えたい。
155-160	諸々のスケジュール	151-154への回答参照。
161	実施大学への運営交付金の上乗せは？ 実施費用の概算要求への反映は可能？	検討中。
162	更新制説明会では視聴覚障がい者への配慮を	できませんでした。ごめんなさい。
163	教職課程での教科教育法担当者の免許が失効するとまずいのか？	気にする必要はない。大学での授業担当者については免許の有無は不問。
164	免許失効の場合、一から教職課程を履修しなければならないか？	単位再取得は不要。

質問No.	質問の趣旨	回答
165	大学卒業時に不足単位があり、卒業後年数を経過してからその単位を取って免許取得した場合、更新講習はそこから10年後でよいのか？	免許状授与を受けたか受ける資格が生じた時点で最新の知識技能を得たと判断できるので、そこから10年後でよい。
166	今回の法「改正」では、教職課程の質的充実(実践演習など)、実習の改善充実(母校実習禁止など)は見送	今後検討、できれば年度内の省令改正に反映を。
167	無内容な制度。提案した安倍内閣への民意は先の参院選のとおり。本気でやる必要があると考えているの	教員に最新の知識技能を修得し、誇りを持って教壇に立つてもらうのに必要な制度なので、21年度からの円滑な実施をめざしている。
168	制度の周知はどうするのか	文科省として資料を作って広報に努める。
169	養護教諭に特化した説明を。	現在、養護教諭だけを別に扱うかどうか結論は出ていない。基本は教諭と同様だが、複数所有の場合について検討を進める。
170	免許取得した大学で講習を受け(なければならない)というのは不適切では？	受講者が自分で選択できるので、別に出身大学に限ってはいない。
171	構造改革特区など地方分権の時代に国が認定基準について一律の基準を設ける理由は？	普通免許状については全国共通のものなので、国が一律の基準を設けて最低水準を担保。更新講習についても同様。
172	修了認定基準ガイドラインの内容、公表時期？	今年度中に省令等で。
173	講習の担い手として民間企業、NPOなどは考えていない？	現在想定していない。

ここから当日、フロアからの質問

質問No.	質問内容	回答
001	大学単位での部分開設、どの程度細かくできるか。	検討中だが、あまり細切れは困る。1~2時間のみとかは事実上困難。
002	受講者が殺到した場合、選抜が可能か、先着順等	定員はあまり厳密でなくてもよい。双方向の授業の場合、あまり人数が増えても困るが。
003	事前調査で明らかになったニーズ、どの程度ふまえる？	ニーズを把握した上で授業の組み立てを。すべてのニーズが必ずしも反映されるとは限らないことは文科省としても周知する。
004	事前調査による授業内容の変更、どこまで可能？ 開設申請時の内容とずれることもあるのでは？	申請—認定時はごく大まかな内容になるので心配ない。
006	講師として、近隣の校長、幼稚園長等(退職者含む)の起用は可能か？	現場教師であろうが大学教員であろうが、それなりの見識を有するものであれば認める方向になるが、とくに地方国立教育大学・学部関係者には、教委は安易に指導主事を駆りだすことを嫌っていることは知っておいてほしい。
007	PTの定義。一度でも非常勤講師の経験があれば、現在勤めていなくても、講習の対象とならないPTではないと考えてよいのか？	勤務経験者については非常勤も含め任命権者がつかんでいるはずで、これをPTとはみなさない。教委に対し非常勤リスト等の整備を呼びかけている。そうしたところから漏れている人にあえて更新を呼びかけることは考えていない。(これについては、幼稚園、私学などは必ずしも把握されていない潜在的教員経験者・候補者がいるので、制度に穴があるとの趣旨の反論あり。文科省「話としては承っておく」との回答に留まる)

質問No.	質問内容	回答
008	最少催行人数の設定(→それ未満なら開講中止)は可能か？	今のところ考えていなかったが、採算のこともあるので、受講者が対応できるだけの時間的余裕をもった設定はあり得る。
009	勤務経験者で免許失効したものが採用されることになった場合、夏休み等の講習受講は困難になると思われるが対応は？	短期間速習受講システムを来年検討したい。通信でどうかという可能性も考えたが、これはこれでそれなりの期間でレポート作成とかがあるので難しい。
010	受講枠に余裕があればPTを受け入れることは可能	検討に値する。ただし受講が認められたとしても、それによる免許更新は不可。
011	個々の受講者に関する受講資格有無の判断は？ 大学？ 教委？	最終的には大学からの修了認定をうけて教委で確認するが、大学としても本人の申請内容を精査し、無資格者を受け入れることのないように注意を。社保庁のようにならないよう、紙ベースでの確認をきちんとやる。
012	他大学の卒業者を受け入れることは制度の公共性として当然だが、科目によって卒業生限定ということは可能	一律に禁止するという筋のものではなく、OG・OB対応のものもあってよいが、大学全体としてあまり閉鎖的な印象にならないよう。